

仕事と生活の調和の実現に向けた取組状況と今後の施策展開

平成21年度に行った主な取組

(1) 社会的気運の醸成

仕事と生活の調和推進事業

「仕事と生活の調和推進プロジェクト」への参画企業10社の取組をビジネス誌に掲載（平成21年10月12日～12月7日）するとともに、BSジャパン及び日経CNBCにて3回放送した。また、東京、大阪各会場にて仕事と生活の調和講演会を開催した（それぞれ平成21年12月7日、9日）。

業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定支援を支援した。

仕事と生活の調和の実現に向けて積極的に取り組もうとする自治体（京都市ほか6自治体）を「仕事と生活の調和推進宣言都市」に指定し、その取組を支援した。

(2) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

労働時間等設定改善に向けた取組の推進

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）を改正するなど、労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の促進を図った。

<主な改正の内容> 年次有給休暇について事業主に対して、次のような制度改善を促すこととした。

労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討。

取得率の目標設定を検討。

計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮。

「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。

2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けての検討。

<施行日> 平成22年4月1日

長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施

自主的な取り組みを促進するための事業場に対する点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施した。

雇用調整助成金の拡充等

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくさ

れた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する雇用調整助成金について、生産量要件の緩和等、制度を拡充した。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

育児・介護休業制度の拡充・・・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が第171回国会において成立(平成21年6月24日)

<主な改正内容>

- ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とする。
- ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。(パパ・ママ育休プラス)
- ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・ 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができ、制度を廃止する。

<施行日> 一部を除き、平成22年6月30日

短時間勤務を希望する者への支援の充実

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)を拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)した。

(平成21年度実績)

両立支援レベルアップ助成金

【給付実績】108,950千円

事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放

事業所内保育施設を設置、運営する事業主助成について、助成期間を延長(5年間 10年間)し、また、従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めた。

マザーズハローワーク事業の拡充

拠点を108箇所から148箇所に拡充するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、出張相談、託児付きセミナーの開催等を実施した。

待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大

民間保育所における受入児童数の増を図った。

多様な保育サービスの提供

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育支援(事業所内保育施設等)の活用、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの提供を行った。

放課後児童健全育成事業等

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図った。

保育サービス等の充実

「安心こども基金」を増額し、保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速

効性のある対応等により集中重点的に保育サービス等の更なる拡充を図った。

保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組んだ。

子ども・子育てビジョンの策定

子ども・子育て支援の総合的な対策を推進するため、平成26年度までの今後5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を策定した。

(4) 中小企業における次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施した。

(5) 先進企業の表彰

均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)

(平成21年度実績)

【表彰企業数】 表彰企業数 12企業(都道府県労働局長優良賞、奨励賞)

(6) パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

専門家の配置等による相談、援助の実施等事業主支援を行った。また、短時間正社員制度について、導入モデル例の開発、普及等により、その導入促進、定着を図った。

短時間正社員制度利用を希望する者への支援の充実

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)を図った。

(平成21年度実績)

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充

【給付金額】486,200千円

【支給件数】2,680件

(7) テレワークの普及促進等対策

テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談センター(相談件数:787件)を拡充するとともに、テレワーク・セミナー(開催回数:全国7箇所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)、参加人数:502名)を開催した。また、在宅ワークの仕事を注文する者が在宅ワーカーと契約を締結する際に守るべき最低限のルールである「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」について、適用対象を拡大し、発注者が文書明示すべき契約条件を追加する等の改正を行った。

(8) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向

上などの取組への支援を行った。

(9) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等
「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等（25～39歳）を重点に、職業相談、職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援の集中的実施、30代後半まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を正規雇用する事業主に対する奨励金（1人100万円（大企業は50万円））の活用、若者の応募機会の拡充について、事業主への相談機能の強化を行った。

母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

・母子家庭等対策総合支援事業：就業支援サービスや生活支援サービス等の提供による自立支援を実施した。

・生活保護受給者等就労支援事業：ハローワークと福祉事務所等とが連携した、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の就労支援を実施した。

ひとり親家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等

(10) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

高齢者雇用確保措置の確実な実施

高齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導、事業主団体等による小規模事業主等に対する相談援助の支援を実施した。

年齢にかかわらず働ける勤労環境の整備

65歳以上の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援、希望者全員を65歳以上まで雇用する制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等に取り組む企業への支援を実施した。

再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備

団塊世代の定年退職者等を対象にキャリアコンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供する、ワンストップサービスを整備した。

シルバー人材センター事業の拡充

地方公共団体と共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野について企画提案した事業を支援、会員の生活圏内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等を行った。

高齢者の職業経験を生かした登録制による就業支援の実施

高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、家庭、地域コミュニティなどの高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築した。

(11) 自己啓発や能力開発の取組支援

能力開発に係る労働市場のインフラの整備

公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施した。

生涯キャリア形成支援の積極的展開

長期の教育訓練休暇制度の導入や勤務時間の短縮など従業員の自発的

な能力開発を支援する企業に対する助成を拡充した（訓練経費に対する助成率を1/3 1/2に引き上げ等）。

「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者等を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施した 等

（平成21年度実績）

緊急人材育成支援事業

【訓練】認定済み定員 122,058人、受講申込者数 122,890人

【給付】受給資格認定件数 37,441件

職業能力開発支援の拡充・強化

職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充、民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等を実施した

平成22年度における主な取組予定

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

労働時間等設定改善に向けた取組の推進（1,584,653千円）

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の周知啓発や労働時間等の見直しに積極的に取り組む中小企業を支援する助成金（職場意識改善助成金）の支給等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進や長時間労働の抑制など、労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する。

長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施（241,804千円）

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施する。

雇用調整助成金（134,579,960千円）、中小企業緊急雇用安定助成金（591,161,605千円）

雇用調整助成金の活用により、労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

改正労働基準法の施行

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とした改正労働基準法が、平成22年4月1日から施行されている。

< 主な改正内容 >

(1) 時間外労働の割増賃金率の引上げ

・1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割以上に引上げ（中小企業については、当分の間、適用が猶予される）。

・時間外労働の限度基準告示において、限度時間（例えば1か月45時間等）を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等の努力義務の新設。

改正前)	割増賃金25%
改正後) ~ 45時間	割増賃金25%
45時間超	労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ（努力義務）
60時間超	割増賃金50%（法的措置）
	引上げ分割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

(2) 年次有給休暇の時間単位取得

労使協定により、年5日以内に限り、時間単位での年休取得を可能とする。

(2) 中小企業における次世代育成支援対策の推進（560,139千円）

「中小企業次世代一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

改正育児・介護休業法の円滑な施行（4,861,471千円）

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度の定着促進をするための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知（29,529千円）

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、「イクメン」の周知や育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（407,340千円）

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

事業所内保育施設に対する支援の充実（3,921,267千円）

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を引き上げる措置を継続して実施する。

マザーズハローワーク事業の拡充（2,168,385千円）

事業拠点の増設（148箇所→163箇所）地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

待機児童解消策の推進など保育サービスの充実（388,101,743千円）

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することなどにより、「子ども・子育てビジョン（平成21年1月29日閣議決定）」の実現を推進する。

放課後児童健全育成事業等（27,420,151千円）

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。

女性医師等復職研修・相談事業（286,010千円）

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。

女性医師センター事業（155,995千円）

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

病院内保育運営事業（2,058,904千円）

医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部（人件費等）や、開設のための施設整備について補助を行う。

（4）先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援

均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）（3,404千円） 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰する。

（5）パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進（1,526,915千円）

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施や雇用管理改善を図る事業主に対する助成金の支給等により事業主の取組を支援。また、短時間正社員制度について、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、本制度を運用する事業主に対する助成措置を拡充する。

（6）テレワークの普及促進等対策

良好な在宅就業環境の確保（63,123千円）

改正された「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、在宅就業者のスキルアップ支援、仲介機関のネットワーク形成支援等、在宅就業者及び仲介機関双方に対する総合的な支援を実施する。

適正な労働条件下でのテレワークの普及促進（60,006千円）

テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。

（7）女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備（480,872千円）

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等
「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進（35,330,767千円）

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等（25～39歳）を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度の活用等により年長フリーター等の正規雇用化を推進する。また、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

・母子家庭等対策総合支援事業（3,474,220千円）：母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。

・生活保護受給者等就労支援事業（1,500,055千円）：母子家庭等の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等と連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の就労支援を行う。

非正規労働者の総合的支援体制の整備（3,378,302千円）

非正規労働者就労支援センターを見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センターを設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。

就職安定資金融資業務（16,039,813千円）

事業主都合による離職者のうち、離職に伴って住居喪失状態となっている方に対して、住宅入居初期費用等を貸し付け、住居と就労機会の確保を支援する。

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進（18,325,375千円）

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成（160万円を上限）、傘下企業の取り組みに対する相談援助を行う事業主団体への助成（500万円を上限）を実施する。

高齢者の多様な働き方に対する支援の充実（12,541,370千円）

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業を実施するとともに、より効果的・効率的なシルバー人材センター事業運営への取組を進める。

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備（56,740,873千円）

公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施する。

若年者等に対する職業キャリアの支援（12,153,118千円）

正社員経験の少ない方々に対して座学と実習を組み合わせた職業訓練を行う日本版デュアルシステムや、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施する。